

留学生を採用する際に

外国人留学生が日本国内の企業等に就職する場合は、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ出入国在留管理局で受ける必要があります。

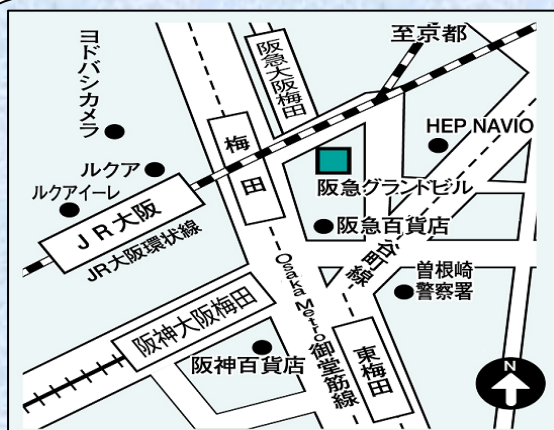
大阪外国人雇用サービスセンターでは、アドバイザーによる在留資格関係についてのご相談に応じております。なお、予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約をお願いします。

【在留資格の活動内容と許可基準】

在留資格	技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務		
活動内容	理学、工学その他の自然科学分野に属する知識を必要とする業務	法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務	外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務
職 種 別 (注)	システムエンジニア、技術開発、設計、品質管理、他	企画、営業、マーケティング、財務、他	通訳、翻訳、語学の指導、広報、海外取引業務、デザイン他
許可基準	①従事する業務に必要な技術や知識に係る科目を専攻して、大学院・大学・短大・高等専門学校を卒業していること、または、10年以上の当該業務の実務経験があること		①3年以上の当該業務の実務経験があること（大学院・大学・短大を卒業した者が通訳・翻訳、語学の指導に従事する場合は、経験不要）
	②日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ③就職先の企業等の事業が適正に行われ、安定性及び継続性がみとめられること		

(注) それぞれの職種は、例示的に示しており、実際に従事する職務の内容と履修した科目等の専門的知識、技術との関係で入管法の基準を満たすことが必要。

- なお、専修学校の専門課程を修了し、「専門士」の称号を取得する者については、従事する業務内容が「技術・人文知識・国際業務」に該当し、かつ、就職先の職務内容と専修学校における習得内容に関連性があれば、上記許可基準①に関わらず、在留資格の変更が許可される。
- また、「技術」については、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し、又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有している場合は、上記許可基準①に関わらず、在留資格の変更が許可される。
- 審査は、個別の内容による判断となるため、詳細については、申請先の出入国在留管理局に確認することが重要。



大阪外国人雇用サービスセンター

〒530-0017

大阪市北区角田町 8-47 阪急グランドビル 16F

TEL 06-7709-9465 FAX 06-7709-9468

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/>

ご利用時間 10:00~18:00

(土・日・休祝日・年末年始休み)